昭和四十六年法律第百十二号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。 いう。)を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発 並びにこれらの措置と相まって農地の集団化その他農業構造の改善(以下「農業構造の改善」と がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、 、農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者 4

第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域(大都市及びその周辺の地 域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、 政令で定 5

める要件に該当するものを除く。)をいう。 興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がそ り指定された農業振興地域又は同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定によ 6

の区域内にある市町村 前号に掲げる市町村以外の市町村であって、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七

(基本方針) 条第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの 置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの 前二号に掲げる市町村以外の市町村であって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措 2

第三条 主務大臣は、農村地域への産業の導入に関する基本方針 定めなければならない。 (以下「基本方針」という。) を

定めるものとする。 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の基本計画の指針となるべきものを

農村地域への産業の導入の目

農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標農村地域に導入される産業への農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の就業の目

その他農村地域への産業の導入に関する重要事項 前三号の目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項

るものとする。 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、 関係行政機関の長に協議 基本方針を変更す

しなければならない。 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければ

5 ならない。

当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画

(以 下

基

基本計画においては、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。

本計画」という。)を定めることができる

農村地域への産業の導入の目標

第四条 都道府県は、

(基本計画)

農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

う。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等を いう。以下同じ。)との利用の調整に関する方針 農村地域への産業の導入に伴う施設用地(工場、事業場その他の施設の用に供する土地をい

3 るものとする 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項の大綱を定めるよう努め

農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する

三 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤 の整備及び開発その他の事業に関する事項

兀

の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。 中部圈開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、 続的発展計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土形成計画、 首都圏整備計画、 近畿圏整備計画、 過疎地域持

関係行政機関の長に協議するものとする。 同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、当該同意をしようとするときは、 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議し、

ならない。 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければ

第五条 市町村は、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への 産業の導入に関する実施計

(実施計画)

(以下「実施計画」という。) を定めることができる

実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 産業を導入すべき地区(以下「産業導入地区」という。)の区域

導入すべき産業の業種及びその規模

 \equiv 導入される産業への農業従事者の就業の目標

産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

五四 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

とする。 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるもの

3

導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事

産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開

その他必要な事項

発その他の事業に関する事項

4 兀 実施計画は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

ること。 産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の 確保に資す

産業の導入と相まって農村地域における農業構造の改善が図られると認められること。

ける農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整が行われることにより、農村地域にお

5 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、 況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。 前条第四項に規定する計画との調和が保たれ

たものでなければならない。

0) 市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するよう 市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、 同意を得なければならない。

7 あっては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。)の写しを送付しなければならない。 努めるとともに、都道府県知事を経由して主務大臣に、実施計画書(実施計画を変更した場合に

計画(実施計画を変更した場合にあっては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。) を、当該市町村の議会の議決を経て同法第八条第一項の市町村計画の内容の一部とすることがで が同法第七条第一項の持続的発展方針に適合するものであるときは、市町村は、当該実施計画 定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の

告しなければ」と、前項中「の提出があった場合においては、直ちに、その内容」とあるのは 町村計画を変更した場合における同条第十項の規定の適用については、同項中「準用する」とあ、 市町村が前項の規定により過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項の市 るのは、「準用する。この場合において、第八項中「提出しなければ」とあるのは「その旨を報 「を変更した旨の報告があった場合においては、直ちに、その旨」と読み替えるものとする」と

(基本計画及び実施計画の作成のための援助)

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減) :画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。(条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、それぞれ、基本計画マ 基本計画又は実施

第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。律第二十六号)の定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 施計画で定める施設用地の用に供するため譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法 個人がその有する産業導入地区内の農用地等(農用地等の上に存する権利を含む。)を実

計画に適合するものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。<
17条 国及び地方公共団体は、産業導入地区内において導入される産業の用に供する施設で実施 (地方債についての配慮) (資金の確保等) 第

体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。 に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団 地方公共団体が実施計画を達成するために行う施設用地の造成その他の事業に要する経費 1

用地、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならない。</br>

*十条
国及び地方公共団体は、実施計画で定める農村地域への産業の導入を促進するため、 (職業紹介の充実等) (施設の整備) 施設

第十一条 とを促進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、 要な措置を講ずるように努めなければならない。 進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必国は、実施計画で定めるところに従い導入される産業に農業従事者が円滑に就業するこ

就業することを促進するため、職業訓練(作業環境に適応させる訓練を含む。)の実施、職業転 を講ずるように努めなければならない。 換給付金(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法 国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される産業に農業従事者が円滑に (昭和四十一年法律第百三十二号) 第十八条の職業転換給付金をいう。) の支給等必要な措置

基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の整備等の事業の推進に努めなければなら第十二条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農業構造の改善を促進するため、農業生産の

(農地法等による処分についての配慮)

法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められ第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地

たときは、 当該実施計画で定める農村地域への 産業の導入が促進されるよう配慮するものとす

(都道府県又は市町村の審議会)

第十四条 基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議させ るため、都道府県は、条例で、審議会を置くことができる

2 め、 実施計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるた 市町村は、条例で、審議会を置くことができる。

要な事項は、 前二項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に置かれる審議会の組織及び運営に関し必 都道府県又は市町村の条例で定める。

(主務大臣)

3

|第十五条 この法律において主務大臣は、 農林水産大臣、 経済産業大臣及び厚生労働大臣とする。

この法律は、公布の日から施行する

附 則 (昭和四八年七月三日法律第四四号) 抄

1

る。 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日 いから 紀行す

附 則 (昭和四八年一〇月一日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日 いから

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号)

抄

一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (昭和五五年三月三一日法律第一九号)

抄

(施行期日)

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する 附

(施行期日) 則 (昭和六一年六月一〇日法律第八一号)

抄

この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施 だ行す

1

る。

附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附

(施行期日)

則

(昭和六三年六月一八日法律第八四号)

抄

第一条 この法律は、 経過措置) 公布の日から施行する

れ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計画及び同法第五条第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業導入促進法の規定により定めら 第五条第一項の実施計画とみなす。 第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により 定められ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、 同法第四条第一項の基本計画及び同法

施行期日 附 (平成二年三月三一日法律第一五号) 抄

この法律は、平成二年四月一日から施行する 附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号) 抄

1

2

(施行期日)

第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第百一号) (大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置) の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、 神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精 に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業 により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知そ銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の規定信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための 力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協 険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保 等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及 う。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、 設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」とい 中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創 する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林 証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関 金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、 る法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、 法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関す 用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険 業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信 不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と 度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、 等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制 価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取 域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有 相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保 法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主 び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する 認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。 船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁 銀行

てされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し 理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

ないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。 に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされてい いては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関 の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものにつ 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他

(大蔵省令等に関する経過措置

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、 保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。 新担

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置は、

附 則 (平成九年一二月一二日法律第一二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律 (平成九年法律第百二十号) の施行の日から施行する。 抄

(施行期日) 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号)

第一条 この法律は、 金融再生委員会設置法 (平成十年法律第百三十号) の施行の日から施行す

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、 防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規 法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行 等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関す 関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保 障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に 用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保 法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、 等の事務の簡素化に関する法律、 手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、 制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協 係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の 銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当 法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、 農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する 産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、 引の確保に関する法律、農業協同組合法、 の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正 の法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務 の整備等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の規定により内閣総理大臣そ 律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律 る法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法 法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関 事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する 行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る 品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する 律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商 険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法 相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期 び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する 証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に 1.組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、 他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、こ 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止 証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、 船主相互保険 特定目 水 取

その他の相当の国の機関がした免許、許可、 関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会 的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に 認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に 融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。 対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、 · 金

2

- れていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がさ については、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国 の他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないもの 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出そ
- 第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担

保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。 (施行期日)

第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、 の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条 限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に (同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定 公布の日

て「新農村地域工業等導入促進法」という。)第四条第四項の規定による同意を得た基本計画と 基本計画は、第二百九十条の規定による改正後の農村地域工業等導入促進法(以下この条におい 条において「旧農村地域工業等導入促進法」という。)第四条第四項の規定による協議が調った (農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う経過措置) 施行日前に第二百九十条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法(以下この

新農村地域工業等導入促進法第五条第八項の規定による同意を得た実施計画とみなす。 (国等の事務) 施行日前に旧農村地域工業等導入促進法第五条第八項の規定による協議が調った実施計画は、

地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前 として処理するものとする。 この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附 の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際 則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等 現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条に

> 相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 れの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律 務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ おいて「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事 の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律

これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報 みなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続が 告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものと この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報

(不服申立てに関する経過措置)

| 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁 の条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについて 施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。 審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、 は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服 の条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下こ

2 第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当

(その他の経過措置の政令への委任)

| 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき 地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適る限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新 宜、適切な見直しを行うものとする。

| 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、 を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 経済情勢の推移等

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 公布の日 第千三百二十四条第

第三章 (第三条を除く。) 及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 (平成一二年三月三一日法律第一五号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

(施行期日) 附 (平成一三年四月二五日法律第三五号) 抄

第一条 この 附 則 法律は、平成十三年十月一日から施行する。 (平成一三年六月二九日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。 (農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正前の農村地域工業等導入促進法第十三条第一項の規定によってし た認可は、新法第五十四条第三項の規定によってした認可とみなす。

抄

(施行期日) 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該

及び二 略

各号に定める日から施行する。

次に掲げる規定 平成十七年一月一日

略

四条、第四十条第八項、第四十九条第八項及び第七十一条の規定 区として政令で定める地区」を加える部分を除く。)並びに附則第二十五条第五項、第三十 項の改正規定及び同法第四十五条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地 改正規定、同法第四十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十七第一 地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。)、同法第三十四条の三第二項第四号の 第七条中租税特別措置法第十二条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 める。 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等

「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で

附 則 (平成二二年三月一七日法律第三号) 抄

(施行期日)

第

一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 (その他の経過措置の政令への委任) 政令で定

則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

(施行期日)

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 る経過措置を含む。) は、政令で定める。 (罰則に関す

則 (平成二九年六月二日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日 行する。 ただし、附則第三条の規定は、 公布の日から施行する

から施

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業等導入促進法 旧法第四条第一項の基本計画及び旧法第五条第一項の実施計画(市町村が定め、又は変更したも 法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項の基本計画及び新法第五条第一項の実施計画とみ 関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定により定められ、又は変更された新 のに限る。)については、それぞれこの法律による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に いて「旧法」という。)の規定により定められ、 又は変更された旧法第三条第一項の基本方針、 (以下この条にお

(政令への委任)

第三条

前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(平成三〇年七月六日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当

則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二号の改法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附 る部分に限る。) 並びに附則第三十条の規定 働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加え 正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定 (「(平成十年法律第四十六号)」の下に「、労 附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二 第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、 十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、 公布の日

(令和三年三月三一日法律第一九号)

施行期日

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四四号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 施行期日 ただし、次の各号に

第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

(政令への委任)

は、

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 政令で定める。